

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都杉並区上高井戸三丁目2番23号

氏名 株式会社中村
代表取締役 戸村 勝秀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成29年 6月10日

許可の有効年月日 令和 4年 6月 9日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分 : 中間処理
- (2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類
- ア 破砕 : 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上5種類)
- イ 圧縮・梱包 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず (以上4種類)
- ウ 溶融 : 廃プラスチック類 (以上1種類)
- (中間処理できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり)

2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面のとおり）

施設所在地

- (1) 東京都大田区京浜島二丁目19番9号

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 14年 6月 10日 新規許可
平成 29年 6月 10日 更新許可 第3回

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

許可番号 第13-20-031949号

2 事業の用に供する施設

(1) 東京都大田区京浜島二丁目19番9号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類 (廃家電を除く。)	4.60 (t/日)	7.56 (t/日)	平成14年 6月10日	—	—
	紙くず	6.96 (t/日)				
	繊維くず	2.32 (t/日)				
	金属くず (廃家電を除く。)	32.4 (t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃家電を除く。)	34.8 (t/日)				
圧縮・梱包	廃プラスチック類 (廃家電を除く。)	46.08 (t/日)	—	平成19年 10月11日	—	—
	紙くず	61.68 (t/日)				
	木くず	57.60 (t/日)				
	繊維くず	48.56 (t/日)				
溶 融	廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。)	0.16 (t/日)	—	平成19年 10月11日	—	—

(以下余白)